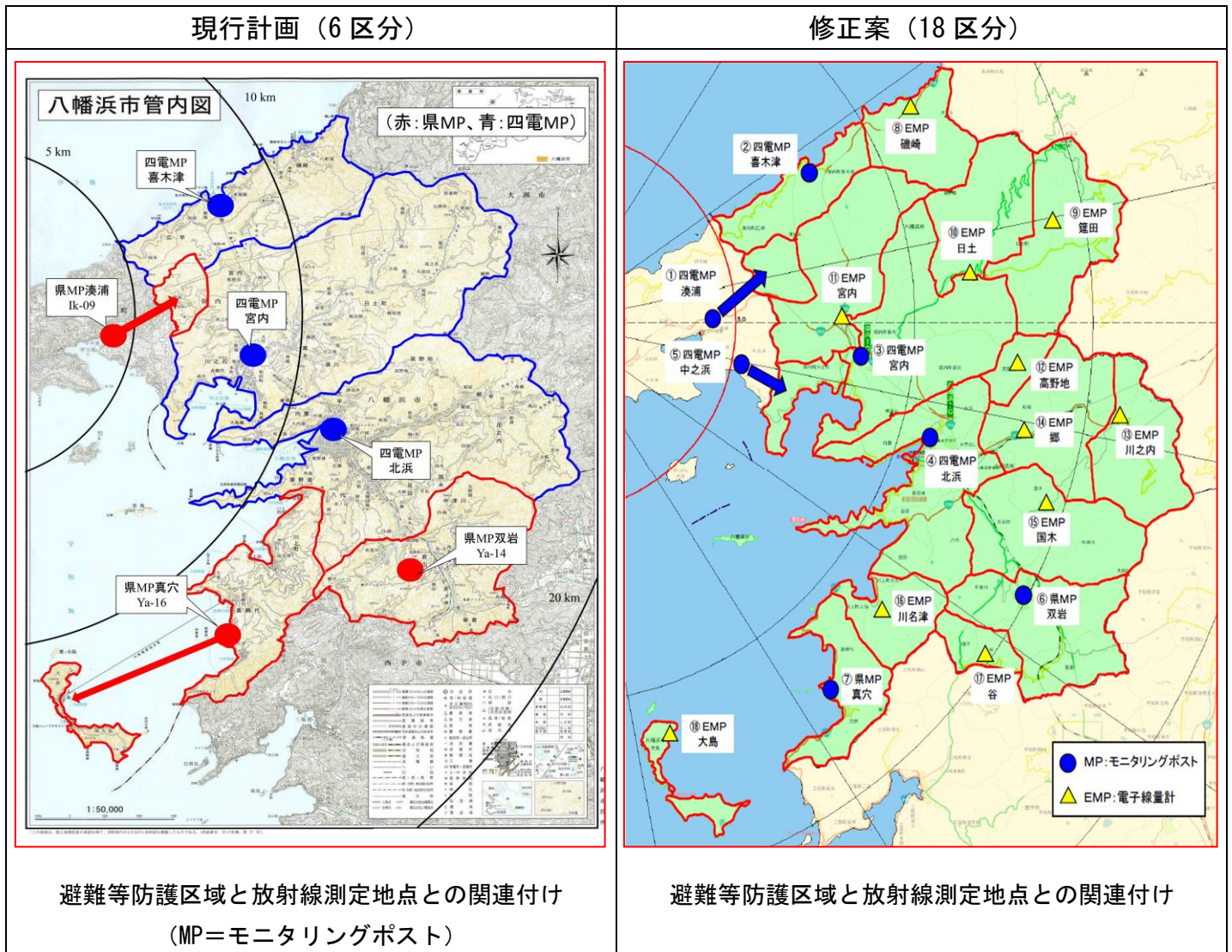


八幡浜市住民避難計画の修正概要

※ () 内は新旧対照表の該当ページ

① 愛媛県広域避難計画修正の反映

- ◆ 電子線量計（放射線測定器の一種）の設置により、避難指示区域を6区分から18区分に細分化するとともに、破損時の代替局を指定【拡充】（25～33ページ）
 - ⇒ 地域を絞って避難指示を発令するため、渋滞を抑制でき、速やかな避難が可能となる。



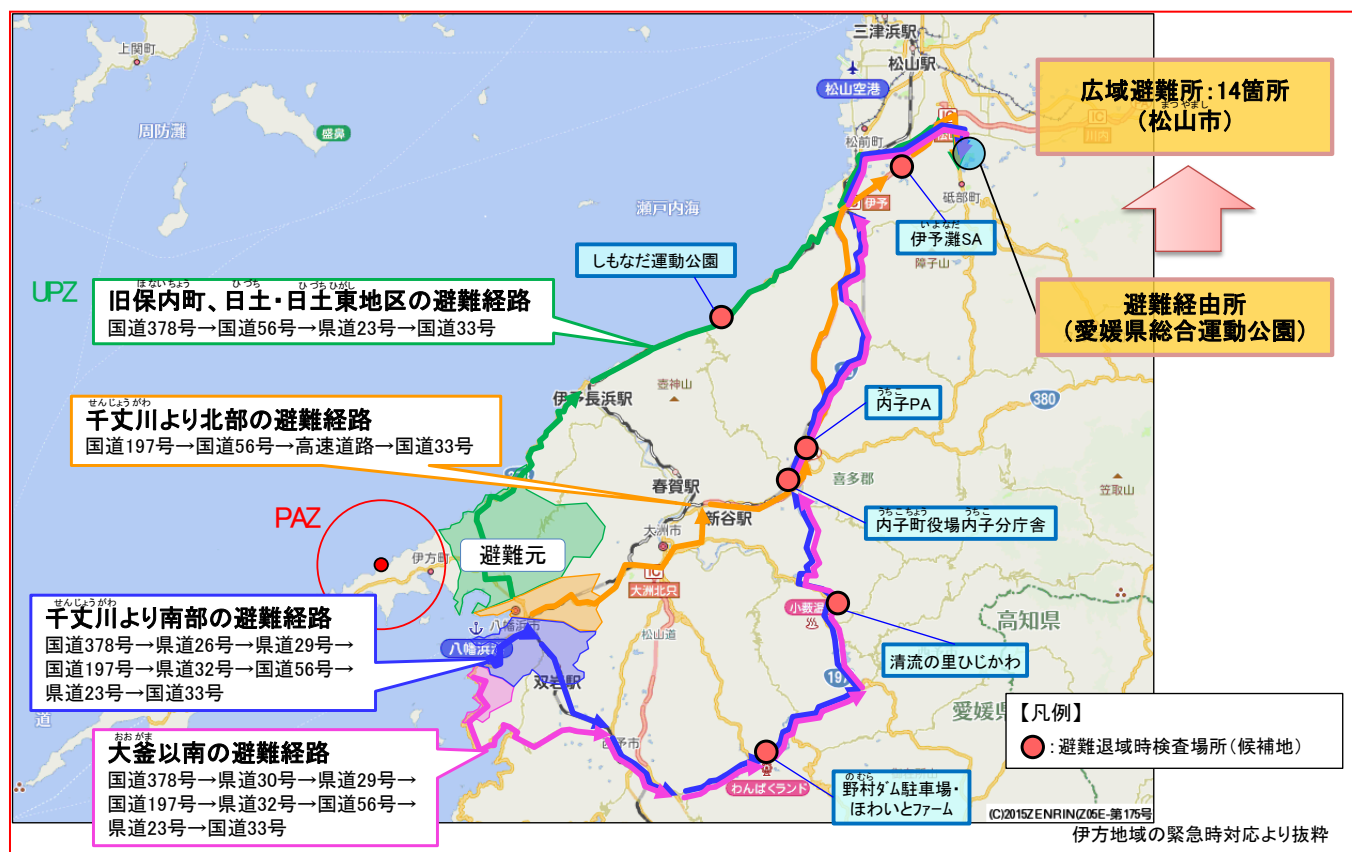
◆ 避難退域時検査場所及びその経路等について記載【拡充】(48～50 ページ)

※ 避難退域時検査場所：避難者の放射性物質による汚染状況を確認し、基準値を超えた場合には拭き取り等による簡易除染を行う所

【避難退域時検査場所（候補地一覧）】

検査場所	避難元市町
しもなだ運動公園	伊方町、八幡浜市、大洲市、伊予市
内子町役場 内子分庁舎	大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊予市
清流の里ひじかわ	八幡浜市、西予市
野村ダム駐車場・ほわいとファーム	
内子PA	八幡浜市、大洲市、内子町
伊予灘SA	

【八幡浜市から避難先までの主な経路】



◆ 在宅要配慮者の避難について具体化【拡充】(56 ページ)

※ 在宅要配慮者のうち、自力で避難可能な者及び支援者の同行により避難可能な者は、自家用車又は支援者の車両等で避難所へ移動する。

※ 在宅要配慮者のうち支援者がいない者については、消防団や自主防災組織等の避難支援関係者間で情報共有し、屋内退避や一時移転等の支援を行う。

- ◆ 社会福祉施設入所者はマッチングされた施設へ避難することを記載【新規】（57 ページ）
- ※ 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部で受入先を調整する。

② 松山市原子力災害発生時等の広域避難者受入計画の反映

- ◆ 行政区ごとに割振られた広域避難所を記載【新規】（48 ページ）
- ⇒ 円滑な避難や、避難後の地域コミュニティの維持、家族の離散防止などを図る。

【広域避難所（松山市内）一覧】

番号	名称	所在地（松山市）	電話番号	収容可能 人数	受入対象者
					地区名（行政区名）
1	愛媛県消防学校	勝岡町 1163 番地 15	089-978-4000	400	松蔭(大谷口)
2	愛媛県男女共同参画センター	山越町 450 番地	089-926-1633	640	磯津
3	愛媛県総合社会福祉会館	持田町 3 丁目 8 番 15 号	089-921-5070	430	松蔭(新町)
4	えひめこどもの城	西野町乙 108 番地 1	089-963-3300	2,490	大島、真穴、川上
5	福祉総合支援センター	本町 7 丁目 2 番地	089-922-5040	1,780	千丈(松柏)、松蔭(築港)
6	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	道後今市 12 番地 30	089-925-2678	620	松蔭(大黒町)
7	愛媛県視聴覚福祉センター	本町 6 丁目 11 番 5 号	089-923-9093	1,870	千丈(高野地、松尾、郷)
8	愛媛国際貿易センター	大可賀 2 丁目 1 番 28 号	089-951-1211	3,890	川之石、松蔭(広瀬)
9	松山高等技術専門学校	本町 7 丁目 2 番地	089-924-5768	740	松蔭(古町)
10	中予地方局建設部分室	拓川町 482 番地 1	089-935-4563	310	松蔭(栗野浦)
11	愛媛県生涯学習センター	上野町甲 650 番地	089-963-2111	6,420	宮内、喜須来
12	愛媛県教育文化会館	堀之内	089-941-1441	3,220	日土、双岩、松蔭(千代田町)
13	愛媛県武道館	市坪西町 551 番地	089-965-3111	8,740	白浜、江戸岡、舌田
14	愛媛県美術館	堀之内	089-932-0010	5,180	神山、日土東、川之内
収容可能人数 計				36,730	避難者数 計 34,194人

(避難者数：平成 30 年 3 月 31 日現在)

- ◆ 広域避難における対応及び各機関の役割を明確化【新規】（47、59 ページ）
 - 避難経由所、広域避難所の開設 ⇒ 県が松山市に要請し、松山市が行う
 - 広域避難所の運営 ⇒ できるだけ早期に、各避難所へ八幡浜市職員を派遣し、松山市から運営を移管させる。移管後は八幡浜市職員や広域避難者、ボランティア等による自主運営体制へ移行する。

- ◆ 広域避難所で記入する「広域避難者名簿」を掲載【新規】（78 ページ）
 - ⇒ 広域避難者の状況把握及び必要な支援の実施のため、広域避難所では「広域避難者名簿」により受付を行う。

③ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって改正の反映

- ◆ 安定ヨウ素剤の服用について、妊婦、授乳婦及び未成年者を優先（22 ページ）
 - ⇒ 年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺がん等の発症のリスクが高くなるため。
- ◆ 安定ヨウ素剤の配布対象を、原則 40 歳未満の者をとすることを明記（22 ページ）
 - ⇒ WHO ガイドライン 2017 年版において、40 歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされていることから、原則、避難指示区域内の 40 歳未満の者を対象とする。
ただし、40 歳以上であっても妊婦、授乳婦及び希望者には配布するが、服用不適切者（安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者）は対象から除外する。
- ◆ 医師が関与できない場合の緊急配布について記載（22 ページ）
 - ⇒ 安定ヨウ素剤は、原則として医師の関与の下で配布するが、災害の状況により不可能である場合には、薬剤師や保健師、県・市の職員が適切な方法で配布し、専門的判断が必要な場合は、原子力災害医療調整官の指示を仰ぐ。
- ◆ 一時集結所での混乱を減らし、避難を迅速化するため「避難カード」を廃止（22、46 ページ）
- ◆ 安定ヨウ素剤の配布対象でなく、自力避難可能な者は一時集結所等を経由せず広域避難するよう変更（41 ページ）
 - ⇒ 安定ヨウ素剤の配布対象者が原則 40 歳未満となり、避難カードの提出のためだけに一時集結所に立ち寄る住民が発生するようになったことから、これを廃止する。
自家用車等による自力避難が可能な者は、避難経路所へ直接避難することとし、避難者の把握・確認は市職員等による巡回や避難者による電話連絡等に対応する。
- ◆ 「安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票（様式）」を更新（74 ページ）

④ その他の検討事項、修正事項等の反映

- ◆ 予防避難エリア及び冷却告示された施設に係る対応の明確化【新規】（1 ページ）
 - ⇒ PAZ 以西の佐田岬半島地域については、陸路での避難が困難になる場合があるため、PAZ に準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。
ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設に係る重点区域については、原子力施設を中心

としておおむね半径 5 kmの地域をUPZと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、重点区域外とする。

◆ 一時集結所等の開設及び住民の受入れについて整理（14～15 ページ）

⇒ 警戒事態：一時集結所及びコンクリート公共施設に職員等を配置

施設敷地緊急事態：一時集結所及びコンクリート公共施設で住民の受入れ開始

◆ 屋内退避の留意事項を明記（15～16 ページ）

1. 退避する建物の窓やドアはすべて閉め、換気を止めて外気を遮断する。
2. 退避後は防災行政無線、テレビ、ラジオ等により、正確な情報の収集に努め、市等から指示があるまで外出を控える。
3. 屋内では、できるだけ窓から離れる。
4. 食品にはふたやラップをする。
5. 避難等に備え、貴重品・非常用持出袋を携行する準備をする。

◆ 避難及び一時移転の留意事項を明記（17 ページ）

1. 防災行政無線、テレビ、ラジオ等により、正確な情報を収集する。
2. 外部被ばくを軽減するため、長袖上着、長ズボン、雨合羽、手袋、長靴、帽子等を着用し、なるべく肌を露出しないようにする。
3. 放射性物質の吸引を防ぐため、マスクの着用や、ハンカチやタオルで口や鼻を覆う。
4. 自家用車等により自力で避難可能な場合は、交通渋滞、交通事故、駐車場不足等を緩和するため、極力家族又は近隣住民等で乗り合わせる。
5. 車内に放射性物質を取り込まないよう窓を閉め、内部循環に切り替える。

◆ 防災基本計画の改正を踏まえ、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動を実施（20 ページ）

◆ 安定ヨウ素剤について、乳幼児対象のゼリー剤を追加（22～23 ページ）

⇒ 生後 1 ヶ月未満：内服液 1 mL ⇒ ゼリー剤(16.3 mg) 1 包

生後 1 ヶ月以上 3 歳未満：内服液 2 mL ⇒ ゼリー剤(32.5 mg) 1 包

※ 内服液の規定量についても記載する（13 歳以上 6 mL、3 歳以上 13 歳未満 3 mL）。

◆ OILの基準値を超えた地区だけが避難等を実施することを強調（25 ページ）

⇒ 基準値を超える区域が特定された場合、その区域ごとに段階的に避難等の防護措置を実施することとなる。従って、基本的には、市民全員が一斉に避難するものではない。

◆ 防災行政無線等による広報例文の具体化（36～39 ページ）

⇒ 「放射線の測定結果では、わずかに放射性物質の漏れが検出されました」⇒「〇〇地区で〇〇 μ Sv/hの放射線が検出されました」と具体化し、住民の判断に資するよう変更。

この他、安定ヨウ素剤の配布対象者や一時集結所からのバスの配車についての文を追加。

◆ 住民相談窓口での相談事項を例示（40 ページ）

◆ 避難のためのバスの運行管理のため、事業者には運行管理者の派遣を求める（47 ページ）

⇒ バス事業者には市災害対策本部、一時集結所等の拠点へ運行管理者の派遣を求め、運行の管理に当たらせる。

◆ 発災時の児童、生徒、教職員の対応について詳述（53 ページ）

◆ 市内の放射線防護対策施設の一覧を記載（58 ページ）

施設名	所在地	面積	収容可能 人数
大島産業振興センター	大島3-298	405m ²	202人
八幡浜市役所八幡浜庁舎	北浜一丁目1番1号	853m ²	426人
特別養護老人ホーム青石寮	保内町磯崎2114-3	1,374m ²	687人
八幡浜地区施設事務組合消防本部	松柏丙796	930m ²	

◆ 広域避難所からの二次避難について記載（59 ページ）

⇒ 県及び受入自治体と連携して、公営住宅、民間賃貸住宅借上げによるみなし仮設住宅、国・地方公共団体の職員官舎を確保し、なお不足する場合は応急仮設住宅を整備する。

◆ 避難者の生活支援及び市の行政機能移転について記載（60 ページ）

◆ 「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」修正の反映（EAL の変更）（62～69 ページ）

◆ 人口、施設名称等について時点修正